



誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

令和7年度  
土地改良技術  
設計指針「ファームポンド」執務参考資料作成業務

# 積 算 書

(当初)

九州農政局  
土地改良技術事務所



















事業名	土地改良技術
業務名	設計指針「ファームボンド」執務参考資料作成業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単 - 1号 ***					
S63003	1. 準備作業 設計労務(直接人件費内業)		式		1,000	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数	0.00人				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	2)技師長の人数	0.00人				制約作業時間:0.0 冬期補正:なし
	3)主任技師の人数	2.00人				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
	4)技師Aの人数	2.00人				深夜時間:0.0
	5)技師Bの人数	0.00人				亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0
	6)技師Cの人数	2.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師					
		2.000	人	66,900	133,800	
R04004	技師(A)					
		2.000	人	59,600	119,200	
R04006	技師(C)					
		2.000	人	40,300	80,600	
	合計				333,600	算出数量 1.000 式
	単価		式		333,600	
	*** S単 - 2号 ***					
S63003	2. 関連技術基準類改正等の情報収集・整理 設計労務(直接人件費内業)		式		1,000	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数	0.00人				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	2)技師長の人数	0.00人				制約作業時間:0.0 冬期補正:なし
	3)主任技師の人数	0.00人				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
	4)技師Aの人数	5.00人				深夜時間:0.0
	5)技師Bの人数	6.00人				亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0
	6)技師Cの人数	5.00人				
	7)技術員の人数	4.00人				
R04004	技師(A)					
		5.000	人	59,600	298,000	
R04005	技師(B)					
		6.000	人	48,500	291,000	
R04006	技師(C)					
		5.000	人	40,300	201,500	
R04007	技術員					
		4.000	人	36,100	144,400	
	合計				934,900	算出数量 1.000 式
	単価		式		934,900	
	*** S単 - 3号 ***					
S63003	3. 設計指針に係る質疑事項整理 設計労務(直接人件費内業)		式		1,000	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数	0.00人				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	2)技師長の人数	0.00人				制約作業時間:0.0 冬期補正:なし
	3)主任技師の人数	3.00人				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
	4)技師Aの人数	6.00人				深夜時間:0.0
	5)技師Bの人数	6.00人				亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0
	6)技師Cの人数	9.00人				
	7)技術員の人数	10.00人				
R04003	主任技師					
		3.000	人	66,900	200,700	
R04004	技師(A)					
		6.000	人	59,600	357,600	
R04005	技師(B)					
		6.000	人	48,500	291,000	
R04006	技師(C)					
		9.000	人	40,300	362,700	
R04007	技術員					
		10.000	人	36,100	361,000	
	合計				1,573,000	算出数量 1.000 式
	単価		式		1,573,000	
	*** S単 - 4号 ***					

事業名	土地改良技術
業務名	設計指針「ファームボンド」執務参考資料作成業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
S63003	4. 設計指針適用に当たっての執務参考資料の作成 設計労務(直接人件費内業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数	0.00人				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	2)技師長の人数	0.00人				制約作業時間:0.0 冬季補正:なし
	3)主任技師の人数	3.00人				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
	4)技師Aの人数	4.50人				深夜時間:0.0 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0
	5)技師Bの人数	5.00人				
	6)技師Cの人数	6.00人				
	7)技術員の数	6.00人				
R04003	主任技師	3.000	人	66,900	200,700	
R04004	技師(A)	4.500	人	59,600	268,200	
R04005	技師(B)	5.000	人	48,500	242,500	
R04006	技師(C)	6.000	人	40,300	241,800	
R04007	技術員	6.000	人	36,100	216,600	
	合計				1,169,800	算出数量 1.000 式
	単価		式		1,169,800	
	*** S単 - 5号 ***					
S63003	5. 関連技術基準類の改正等踏まえた指針見直し検討 設計労務(直接人件費内業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数	0.00人				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	2)技師長の人数	0.00人				制約作業時間:0.0 冬季補正:なし
	3)主任技師の人数	3.00人				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
	4)技師Aの人数	3.50人				深夜時間:0.0 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0
	5)技師Bの人数	0.00人				
	6)技師Cの人数	4.00人				
	7)技術員の数	4.00人				
R04003	主任技師	3.000	人	66,900	200,700	
R04004	技師(A)	3.500	人	59,600	208,600	
R04006	技師(C)	4.000	人	40,300	161,200	
R04007	技術員	4.000	人	36,100	144,400	
	合計				714,900	算出数量 1.000 式
	単価		式		714,900	
	*** S単 - 6号 ***					
S63003	6. 照査 設計労務(直接人件費内業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数	0.00人				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	2)技師長の人数	0.00人				制約作業時間:0.0 冬季補正:なし
	3)主任技師の人数	2.00人				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
	4)技師Aの人数	0.00人				深夜時間:0.0 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0
	5)技師Bの人数	0.00人				
	6)技師Cの人数	0.00人				
	7)技術員の数	0.00人				
R04003	主任技師	2.000	人	66,900	133,800	
	合計				133,800	算出数量 1.000 式
	単価		式		133,800	
	*** S単 - 7号 ***					
S63003	7. 点検取りまとめ 設計労務(直接人件費内業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数	0.00人				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	2)技師長の人数	0.00人				制約作業時間:0.0 冬季補正:なし
						豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
						深夜時間:0.0 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0

事業名	土地改良技術
業務名	設計指針「ファームボンド」執務参考資料作成業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	3)主任技師の人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	2.50人				
	5)技師Bの人数	0.00人				
	6)技師Cの人数	2.50人				
	7)技術員の人数	4.00人				
R04004	技師 ( A )	2.500	人	59,600	149,000	
R04006	技師 ( C )	2.500	人	40,300	100,750	
R04007	技術員	4.000	人	36,100	144,400	
	合計				394,150	算出数量 1.000 式
	単 価		式		394,150	
	*** S単 - 8号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工程,着事前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.06日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工程	一般工程		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ	着事前・最終		深夜時間:0.0		
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.060日				
R04003	主任技師	0.560	人	66,900	37,464	
R04004	技師 ( A )	0.560	人	59,600	33,376	
	合計				70,840	算出数量 1.000 回
	単 価		回		70,840	
	*** S単 - 9号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工程,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.06日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工程	一般工程		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ	中間		深夜時間:0.0		
	3)設計用主任技師人数	0.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.060日				
R04004	技師 ( A )	0.560	人	59,600	33,376	
R04005	技師 ( B )	0.560	人	48,500	27,160	
	合計				60,536	算出数量 1.000 回
	単 価		回		60,536	
	*** S単 - 10号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工程,着事前・最終,通勤により打合せ,,,一般交通機関,0日,, L < 100km ( 100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工程	一般工程		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ内容	着事前・最終		深夜時間:0.0		
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.06日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	一般交通機関				

事業名	土地改良技術
業務名	設計指針「ファームボンド」執務参考資料作成業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	13) 高速道路往復料金 (税別)	0円				
	14) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	15) バス往復1人当料金 (税別)	326円				
	16) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	17) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	18) ライトバン使用日数	0日				
	20) 往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
P54307	バス料金 消費税抜き	2.000	人	326	652	
	合計				652	算出数量 1.000 回
	単価		回		652	
	*** S単 - 11号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1.000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種, 中間, 通勤により打合せ, , , 一般交通機関, 0日, , L < 100km (100km未満)					時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0 制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし 豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0 亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0 深夜時間: 0.0
	1) 設計工種	一般工種				
	2) 打合せ内容	中間				
	3) 主任技師配置人員	0人				
	4) 技師 A 配置人員	1人				
	5) 技師 B 配置人員	1人				
	6) 技師 C 配置人員	0人				
	7) 打合せ日数	0.50日				
	8) 往復移動日数	0.06日				
	9) 宿泊区分	通勤により打合せ				
	12) 交通機関区分	一般交通機関				
	13) 高速道路往復料金 (税別)	0円				
	14) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	15) バス往復1人当料金 (税別)	326円				
	16) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	17) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	18) ライトバン使用日数	0日				
	20) 往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
P54307	バス料金 消費税抜き	2.000	人	326	652	
	合計				652	算出数量 1.000 回
	単価		回		652	
	*** S単 - 12号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1.000	歩A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 1, A - 4, 500, 5cm, 0					時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0 制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし 豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0 亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0 深夜時間: 0.0
	1) 報告書部数 (部)	1.000				
	2) 規格区分	A - 4				
	3) 枚数区分 (枚)	500				
	4) 厚さ区分	5cm				
	5) CD-R枚数 (枚)	0.000				
P43422	報告書焼付代 (コピー) A - 4 以下 500枚	1.000	部	6,750	6,750	
P43542	簡易加除式ファイル A 4 縦型幅5cm (チューブ・パイプファイル)	1.000	冊	591	591	
P43602	C D - R C D - R (記録面色素フタロシアニン) 700MB	0.000	枚	47	0	
	合計				7,341	算出数量 1.000 式
	単価		式		7,341	

令和7年度  
設計指針「ファームポンド」執務参考資料作成業務

特 別 仕 様 書

九州農政局土地改良技術事務所

## 第1章 総則

### 第1-1条 (適用範囲)

本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### 第1-2条 (目的)

本業務は、土地改良事業設計指針「ファームポンド」の関連技術基準類等改正状況や質疑事項等の整理を行い、執務参考資料の作成を行うものである。

### 第1-3条 (一般事項)

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

### 第1-4条 (低入札価格契約における第三者照査)

- (1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
- (2) 第三者照査の企業に要求される資格
  - 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
  - 2) 九州農政局において、測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
  - 3) 九州農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
  - 4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
  - 5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
    - ア 資本関係
      - (ア) 親会社と子会社の関係にある
      - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
    - イ 人的関係
      - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- (3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格  
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
  - 1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - 2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- (4) 照査技術者の通知  
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条打合せに示す打合せ時期のうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第 1-5 条 (履行確実性評価の達成状況の確認)

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料を基に以下の内容について履行確実性の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査事項 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査事項 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

第 1-6 条 (管理技術者)

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
ビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

第 1-7 条 (照査技術者)

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
ビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画書作成時
- 2) 指針適用に当たっての執務参考資料の作成段階
- 3) 指針の見直し検討段階
- 4) 報告書案作成時
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合  
また、照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

#### 第 1-8 条 (担当技術者)

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

#### 第 1-9 条 (配置技術者の確認)

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。  
なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

#### 第 1-10 条 (保険加入)

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第 2 章 作業条件

#### 第 2-1 条 (適用する図書)

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	備 考
1	土地改良事業計画設計指針 「ファームポンド」	(財) 農業 土木学会	平成 11 年 3 月	

## 第2-2条 (参考図書)

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、監督職員と協議の上決定するものとする。

## 第2-3条 (貸与資料等)

貸与資料は、次のとおりである。

分類	名 称	数量	備 考
業務 報告書	平成13年度 設計指針「ファームポンド」関連資料作成業務	1式	
業務 報告書	平成17年度 設計指針「ファームポンド」資料作成業務	1式	
業務 報告書	平成18年度 設計指針ファームポンド設計・管理検討業務	1式	
業務 報告書	平成21年度 設計指針「ファームポンド」資料作成業務	1式	
その他	質疑事項一覧表	1式	
その他	その他参考となる資料	1式	

## 第2-4条 (参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

## 第3章 作業内容

### 第3-1条 (作業項目及び数量)

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1式	
2. 関連技術基準類改正等の情報収集・整理	1式	
3. 設計指針に係る質疑事項整理	1式	
4. 設計指針適用に当たっての執務参考資料の作成	1式	
5. 関連技術基準類の改正等踏まえた指針見直し検討	1式	
6. 照査	1式	
7. 点検取りまとめ	1式	

### 第3-2条（作業の留意点）

本業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）電算機を使用する場合は、設計手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （2）第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

## 第4章 打合せ

### 第4-1条（打合せ）

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（指針適用に当たっての執務参考資料の作成段階）

第3回 中間打合せ（指針の見直し検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

### 第5-1条（成果物）

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- （2）成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### 第5-2条（成果物の提出先）

成果物の提出先は次のとおりとする。

熊本県熊本市東区東町4丁目5-7

九州農政局土地改良技術事務所

## 第6章 契約変更

### 第6-1条（契約変更）

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （2）第3-2条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合
- （3）第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （4）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合

- (6) 関係機関等対外的協議等により作業計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

## 第7章 定めなき事項

### 第7-1条 (定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙1】作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業	本業務のための貸与資料及び参考文献等を整理・把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 関連技術基準類改正等の情報収集・整理	現行の土地改良事業設計指針「ファームポンド」が制定された平成11年度3月以降の関連技術基準類等の改正、また、他の公共・民間機関で検討された技術・設計指針等の情報及び資料収集を行い、その内容の把握と整理を行う。	○
3. 設計指針に係る質疑事項整理	現行の土地改良事業設計指針「ファームポンド」制定後の質疑事項について、各回答との整合・整理を行う。 また、過去の質疑事項に対する回答において、関連技術基準類改正等で説明に変更等がないか確認・整理を行い、特に補足が必要な質疑事項を抽出する。	○
4. 設計指針適用に当たっての執務参考資料の作成	作業項目2.及び3.で整理した内容を踏まえ、現行指針適用に当たって留意点等を抽出し、関連技術基準類等改正を考慮した設計に対する指導・助言のための執務参考資料の作成を行う。	○
5. 関連技術基準類の改正等踏まえた指針見直し検討	作業項目2.、3.及び4.で整理した内容を踏まえ、技術的課題や指針内容の見直しの方向性等を検討する。	○
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7. 点検取りまとめ	各項目の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○